

—第8回—

「県立中央病院での 過重労働回避に向けて」



茨城県立中央病院
茨城県地域がんセンター
病院長 吉川 裕之

電通における女性エリート職員の長時間労働（過重労働）による自殺の報道に続いて、電通自体と上司が書類送検されたというニュースが年末にありました。このような報道を聞くと病院関係者は無関心ではられません。かなり改善されたとはいえ、つい最近まで重病の患者さんを扱う中核病院では、時間外労働手当なしでも、寝る時間以外はすべて労働という医師は珍しくなかった世界なのです。アメリカでさえ、研修医の労働時間を週80時間に制限したのも2011年のことです。

これまで日本の病院では時間外労働を削減することは困難とされてきました。しかし、この数年、病院にも労働基準監督署が入るようになり、時間外労働の時間数と時間外労働手当の支給について厳しくチェックされるようになってきました。大学病院などでは研修医に時間外労働手当を支払うようになったのはごく最近のことです。大学教員である医師にはフレックスタイム制を理由に時間外労働手当は現在でもほとんど支給されていないのが実態ですが。

病院では時間外労働を減らすことが求められていますが、その理由は少なくとも3つあります。第一に、米国でよくいわれるように医療事故の多くは医師、看護師などの過重労働による疲労が背景にあるとされていることです。つまり、医療ミスを防ぐためには過重労働を避けるべきなのです。第二に、医師、看護師などの健康問題です。過労死の原因と認定されるような

過重労働が起これかねない状況があるのです。第三には、人件費を節約するために時間外労働を減らすべきという考えもあり、公立病院では税金の無駄使いとさえいわれてしまうのです。最近、正確に時間外労働手当を支給するようになった結果、人件費率が上昇して、病院経営を圧迫するようになってきたからです。診療報酬の決定には時間外労働手当を支給することが前提となっていないように思われます。

また、主治医制では365日24時間患者さんに責任を持つように考えられ、重病の患者さんの治療には何日も泊まり込みで治療をしたり、病院で亡くなられる患者さんのご臨終に立ち会うのが当然と考えられていたこともあります。それが過重労働と時間外労働手当不払いによって支えられていたことはあまり知られていなかったようです。現在でも、当病院においては過重労働になるかどうかぎりぎりの医師、看護師等が多く存在します。病院の過重労働回避には患者さんとそのご家族の理解なしでは実現できません。ぜひご理解いただきたいと願います。次第です。

